

【別紙】新旧対照表（平成 30 年 6 月 8 日公表）

NO.	資料名	頁	項目	旧	新
1	サービス対価の算定方法	15	第 7. 対価の改定及び変更 2. 物価変動に対する改定	(右記を追記)	また、業務費用において、人件費の占める割合が高く、最低賃金の影響を受けやすいと考えられる業務については、物価変動の指標を大阪府の最低賃金の変動率に変更することもある。なお、その場合、対象となる業務の範囲や改定の周期等については協議により決定する。
2	サービス対価の算定方法	16	第 7. 対価の改定及び変更 2. 物価変動に対する改定 計算式	改定率①（修繕・補修業務以外）の場合： $AP_t = AR_t \times (CSPI_{t-1} / CSPI_{平成30})$ 改定率②（修繕・補修業務）の場合： $AP_t = AR_t \times (BCCI_{t-1} / BCCI_{平成30})$	改定率①（修繕・補修業務以外）の場合： $AP_t = AR_t \times (CSPI_{t-1} / CSPI_{平成31})$ 改定率②（修繕・補修業務）の場合： $AP_t = AR_t \times (BCCI_{t-1} / BCCI_{平成31})$